

令和 8 年度
国東市地域包括支援センター運営協議会

令和 8 年 7 月 30 日（木） 18：00～20：00
国東市役所本庁 4 階 委員会室

— 次 第 —

1. 開 会

2. 議 事

1 地域包括支援センターの設置等に関する事項（承認）

- (1) 地域包括支援センターの担当する圏域の設定と職員配置について
- (2) 指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント事業の委託について

2 地域包括支援センターの運営に関すること

- (1) 令和 7 年度事業報告並びに令和 8 年度事業計画について
- (2) 令和 7 年度決算報告並びに令和 8 年度予算について

3 その他

今後の国東市地域包括支援センターのあり方について

3. 閉 会

国東市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

区分	団 体 名	氏 名	備 考
保健福祉分野	老人クラブ連合会代表者	石川 祥一郎	会 長
	民生児童委員代表者	清原 正義	会 長
	女性団体連絡協議会代表	笹野 喜代子	地域婦人会代表者
医療保健分野	医師会代表者	帯刀 真也	会 長
	歯科医師会代表者	福永 功	会 長
	国東市民病院代表者	野邊 靖基	院 長
	東部保健所国東保健部代表者	庭瀬 朋美	部 長

1 地域包括支援センターの設置等に関する事項 (承認)

- (1) 地域包括支援センターの担当する圏域の設定と職員配置について
- (2) 指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント事業の委託について

1 地域包括支援センターの設置等に関する事項（承認）

(1) 地域包括支援センターの担当する圏域の設定と職員配置

- 国東市地域包括支援センター（国東市役所本庁）
担当圏域：国見、国東、武蔵、安岐
- 国東市地域包括支援センター 国見支所（国見総合支所）
担当圏域：国見

職員配置

（令和8年4月1日現在）

職種 \ 包括支援センター	国東	国見
所 長	1	
保健師	2	
社会福祉士	1	
主任介護支援専門員	2	1
事務職	2	
介護支援専門員等	10	1
認知症地域支援推進員	1	
歯科衛生士	1	
栄養士	1	
その他（事務）	2	
計	23	2

※介護支援専門員（ケアマネジャー）

(2) 指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントの委託について （サービス計画書作成の委託）

【主な業務委託の基準】

●指定介護予防支援業務について

（要支援1、2の認定をうけ予防給付を利用する者に対するケアマネジメント）

- ① 要介護の認定を受けていた者が認定更新により要支援となった場合
- ② 同一世帯に要介護の認定を受けている者がいる場合
- ③ 該当者が市外に居住し、市外の介護サービス事業所の利用を希望する場合

●介護予防ケアマネジメントについて

（要支援1、2の認定をうけ予防給付を利用しない者又は基本チェックリスト該当者に対するケアマネジメント）

- ① 上記と同様の基準

委 託 事 業 所 一 覧 表

令和 7 年 8 月 1 日～令和 8 年 6 月 30 日現在

	事 業 所 名	所 在 地	指定 介護 予防	介護予 防ケア マネジ メント
1	国東中央福祉センター居宅介護支援事業所	国東町北江 3245-4	○	○
2	JA おおいた国東福祉サービスセンター (R8.3 まで)	国東町鶴川 56-1	○	○
3	はなみずきケアプランサービス	武蔵町古市 148	○	○
4	くにさきケアセンターなのはな	国東町浜崎 2757-5	○	○
5	指定居宅介護支援事業所鈴鳴荘	安岐町下山口 58	○	○
6	指定居宅介護支援事業所ウェルハウスしらさぎ	安岐町瀬戸田 1035-9	○	○
7	きつきケアプランステーション	杵築市守江字王子 1864	○	○
8	介護支援サービスセンターすずらん	速見郡日出町 3904-6	○	—
9	介護保険サービスセンター一燈園	別府市石垣東 3 丁目 726 番地	○	○
10	株式会社 三栄ケアサービス (R7.12 から)	兵庫県川西市小戸 2 丁目 2-22	○	—
11	泰生の里 介護保険プランニングセンター別府 (R8.3 まで)	別府市大字鶴見字中山田 1068 番地 1	○	—

※令和 6 年 4 月から居宅介護支援事業者も市からの指定を受ければ、介護予防支援を実施できるようになっています。はるかぜ介護保険サービスセンターが令和 6 年 11 月から市の指定を受けています。

2 地域包括支援センターの運営に関すること

- (1) 令和7年度事業報告並びに令和8年度事業計画について
- (2) 令和7年度決算報告並びに令和8年度予算について

(1) 令和7年度事業報告並びに令和8年度事業計画について

ア 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務

【事業の内容】

事業対象者及び要支援1、2の認定を受け、サービスを必要とする対象者に、状態の改善や要介護状態にならないための支援計画を作成しています。

介護認定において要支援判定の人及び基本チェックリスト該当者（介護保険申請していない）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう必要な支援を行うものです。

※要支援の人に対するプランを予防プラン、基本チェックリスト該当者に対するプランを総合プランとします。

令和7年度の実績

○ 事業の進捗状況

・ 要支援認定者数（単位 実人数）

区分	R7年度	R6年度
要支援1	261	272
要支援2	241	283
合計	502	555
認定者に占める 要支援者の割合	27.6%	30.6%
全認定者数	1,818	1,814

（参考）

R5年度	R4年度
266	307
317	277
561	584
29.9%	29.8%
1,876	1,957

R7年度の要支援認定者は502人で、R6年度と比較すると53人減少しています。

認定者に占める要支援者の割合は、30%前後を推移していますが、R7年度はやや減少しています。

・ 予防プラン実績（単位 延べ件数）

区分	R7年度	R6年度
包括支援センター分	3,374	3,276
委託分	593	566
合計	3,967	3,842

（参考）

R5年度	R4年度
3,310	3,331
400	462
3,850	3,793

要支援者に対する予防プランは、包括支援センター及び委託分ともに前年度より増加しています。

・ 総合プラン実績（単位 延べ件数）

区分	R7年度	R6年度
包括支援センター分	625	817
委託分	62	76
合計	687	893

（参考）

R5年度	R4年度
870	918
88	92
958	1,010

基本チェックリスト該当者に対する総合プランは、減少傾向です。

・ 予防プラン及び総合プランの委託事業所数

区分	R7年度	R6年度
市内事業所	6	7
市外事業所	5	5
合計	11	12

(参考)

R5年度	R4年度
8	8
8	9
16	17

予防プランや総合プラン作成の委託を受ける事業所は、市内外ともに減少傾向です。指定事業所については、市内 1 か所（はるかぜ介護保険サービスセンター）です。

○ 課題と成果

- ・ 令和 7 年度当初は、予防プランや総合プラン作成を前年度より少ない 13 名の介護支援専門員等で対応を開始しましたが、年度途中で 1 名の介護支援専門員を新規採用（7 月採用）でき、年度途中より 14 名体制で対応ができるようになりました。
※令和 6 年度は年度当初 12 名、年度途中で 14 名となり対応しました。
- ・ 貯筋型サービスの利用を含め自立に向けたケアプラン作成を目指し、自立支援型マネジメント・自立支援サービスの提供に努めました。
- ・ 近年、独居や高齢者のみ世帯、身寄りがいない・身寄りがいても支援が難しいなど、家族背景が複雑な高齢者が増加傾向にあり、プラン作成だけではない支援を介護支援専門員が対応しなければならない状況となっており、介護支援専門員の業務負担が大きくなってきています。

○ 今後の方向性

- ・ 高齢者人口は、今後減少していく推計となっています。認定者に占める要支援 1、2 の方の割合は 30%弱で推移していることから、今後も要介護状態となることを予防できるよう、フレイル予防や認知機能低下予防を強化し実施していく必要があります。
- ・ 事業対象者及び要支援者への効果的なケアマネジメントを支援するため、リハビリ専門職等に同行訪問を協力依頼し、アセスメント支援を行います。
- ・ 介護支援専門員の負担軽減やアセスメントの平準化を図るため、令和 7 年度より取り組んでいる ICT の活用をさらに進めていきます。
- ・ より複雑な課題を抱える高齢者が増えてきているなか、担当介護支援専門員だけで抱え込み対応するのではなく、家族や地域の課題をエリアの介護支援専門員や関係者で共有し課題解決についてチームで対応する必要があります。

○ 令和 8 年度の取り組み内容（課題解決と改善方法等）

- ・ ケアプラン作成にあたり、アセスメントの平準化と介護支援専門員の負担軽減を図るために ICT 活用をさらに進めます。
- ・ 事業対象者及び要支援者へ、ICT ケアマネジメントツールやリハビリ専門職等の同行訪問等を活用し適切なアセスメントを行い、心身機能や生活機能の改善を目指し、その人らしさが回帰できるよう支援を進めます。
- ・ 包括内での介護支援専門員の連絡会議で、介護支援専門員間の課題を共有する習慣づけを行い、今後地域課題の共有や課題解決に向けた対応を進めていきます。

イ 総合相談支援業務

【事業の内容】

複雑化、多様化する課題に対応するため、関係課が横断的に情報共有・支援方針の適時適切な対応ができるよう連携を強化します。分野を超えた包括的な相談支援体制の構築について、関係課、関係機関と検討します。

各制度における既存の事業（生活困窮・家計改善支援等）を活用するために、関係機関と一体的に支援を行えるように連携をしていきます。

地域包括支援センターの認知度を上げるため、市ホームページを利用する等普及啓発していきます。

令和7年度の実績

○ 事業の進捗状況

圏域別の相談受理件数（令和7年度）

相談内容	R7 年度					
	安岐	武蔵	国東	国見	その他	合計
介護・日常生活に関する相談	27	4	41	62	1	135
サービスの利用に関する相談	34	3	29	67	1	134
認知に関する相談	25	13	27	17	0	82
虐待に関する相談	6	1	6	2	1	16
医療に関する相談	2	0	4	4	0	10
所得・家族に関する相談	4	1	1	4	0	10
苦情に関する相談	1	0	2	2	0	5
成年後見に関する相談	1	2	1	1	0	5
その他	18	10	25	22	3	78
計	118	34	136	181	6	475

<参考>各圏域の高齢化率（65歳以上の高齢者人口 10,875 人）（令和8年3月末）

○国見 59.34%（1,925 人）

○国東 47.51%（4,166 人）

○武蔵 39.20%（1,812 人）

○安岐 38.43%（2,972 人）

○ 課題と成果

- ・相談内容は、多い順に「介護・日常生活に関する相談」、「サービスの利用に関する相談」となっており、上位2項目が全体の57%を占めています。
- ・「その他」の相談が全体の16%を占め、「地域の困りごとについて」、「不審な訪問者（訪問販売・買い取り）について」、「死後事務について」など、相談内容は多岐にわたり、地域包括支援センターだけでは解決しない内容の相談も多く受けています。
- ・圏域別の相談は、高齢化率の高い「国見」が最も多く、「国見」の相談のうち82%は国見総合支所内のサブセンターにて受けています。サブセンターでは、独居の高齢者について、「体調不良」、「安否確認ができない」などの相談が多く、緊急対応し医療機関へ繋いだケースが多く見られました。

○ 今後の方向性

- ・どのようなサービスを利用してよいか分からない住民に対して、ワンストップサービスの拠点（相談から必要な手続きをまとめて案内してもらえる場所）として機能するよう対応する必要があります。
- ・複雑化、多様化する課題に対応するため、関係課が横断的に情報共有・支援方針の適時適切な対応ができるよう、また、関係機関と一体的に支援を行えるように連携していく必要があります。

○ 令和 8 年度の取り組み内容（課題解決と改善方法等）

- ・「安岐」、「武蔵」、「国東」については、令和 8 年度より「地区担当制」を廃止し、総合相談担当者が圏域を限定せずに相談支援を行う体制へ変更しました。「国見」については、前年度に引き続き、サブセンターにて相談対応を行います。個別ケースを通して、圏域ごとの特性を研究し、課題の解決を目指します。
- ・初回の訪問で、サービス利用の手続きなどができ、対応が終結する場合もありますが、「サービスに繋がらない」、「見守り等の支援が必要にも関わらず、親族からの支援が望めない」などのケースで、複数回の訪問対応や見守り継続の必要なケースが増えています。総合相談支援業務の取り組みについて、関係課及び関係機関、地域関係者と連携を図りながら、高齢者の尊厳の保持と自立生活のための支援を行います。

ウ 権利擁護業務

(ア) 成年後見制度の利用促進

【事業の内容】

認知症等で物事を判断する能力が十分でない高齢者に対して、本人を法律的に守り支援する「成年後見制度」について、「成年後見制度利用促進法」や「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき利用促進を推進するために、国東市社会福祉協議会に中核機関を委託し「国東市成年後見センター“ほっとかない”」で、周知啓発、相談・利用支援、市民後見人の養成などの、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに向けた取り組みを進めています。

令和7年度の実績

○ 事業の進捗状況

- ・国東市成年後見センター受任調整委員会にて、市長申立て案件4件の協議。
その4件について市長申立てを実施。
- ・国東市内金融機関・包括・社協連携会議の開催 参加者21名
宇佐市社会福祉協議会の方からの取組報告「宇佐市における金融機関との連携」及び参加者同士のグループワーク
- ・市民後見人養成講座については、隔年の実施としており、令和7年度実績なし。
- ・市民後見人養成講座修了者フォローアップ講座
 - ①「お寺さんと考える終活」(浄泉寺住職 中野 浄昭 氏) 受講者15名
 - ②「申立て手続きや後見事務のポイントについて」
(大分家庭裁判所主任書記官 首藤 和敏 氏) 13名
- ・啓発セミナー 参加者47名
「海洋散骨と墓じまい」(一般社団法人まるっと終活大分支援協会 木原 寛 氏)
「終活について」(一般社団法人終活みんなのひろば 長岡 愛 氏)

○ 課題と成果

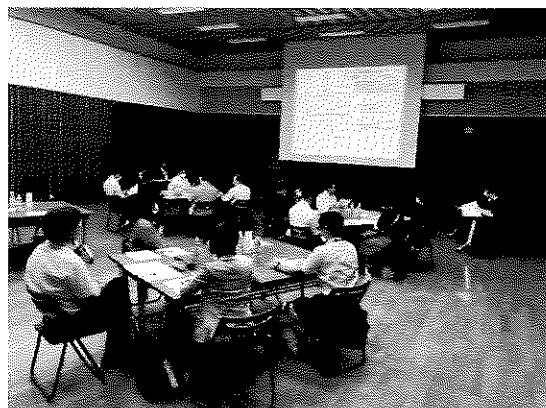
- ・「国東市成年後見センター」に周知啓発、相談支援等を委託して、地道な啓発活動に取り組んだ結果、相談件数も前年度の25件に対し45件となり、少しずつ周知されると共に制度の利用促進に繋がっています。
- ・市民後見人養成講座修了者は累計31名ですが、実際に後見支援員として活動している人は6名です。
- ・金融機関との連携会議について、不安な事や問題点などの共有の場となるので継続開催を望む意見が多くありました。

○ 今後の方向性

- ・高齢者等に本人の有する権利を理解してもらうとともに、権利侵害の予防・発見、権利保障に向けて対応を行います。
- ・物事を判断する能力が十分でない高齢者等を、関係機関とともに権利侵害の予防・早期発見のために体制整備を行います。
- ・制度の利用が必要な人の早期発見・早期介入ができるような取り組みの継続を行います。

○ 令和 8 年度の取り組み内容（課題解決と改善方法等）

- ・今年度は市民後見人養成講座を実施し、後見支援員となり得る人材の発掘、育成に努めます。
- ・市民後見人養成講座修了者のフォローアップ研修の充実を図り、修了者の活動の場が広がるような継続的な支援を、国東市成年後見センターと共に検討します。
- ・制度の利用が必要な人の早期発見・早期介入ができるよう、金融機関等との協力がスムーズに得られるような取り組みを、国東市成年後見センターと一緒にを行います。
- ・更なるネットワークづくりを目的に、金融機関職員との連携会議を今年度も実施します。



ウ 権利擁護業務

(イ) 高齢者虐待

【事業の内容】

高齢者が、住み慣れた地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行います。

令和7年度の実績

○ 事業の進捗状況

- ・令和7年度高齢者虐待通報受理件数は、疑いも含めて18件です。
- ・相談・通報者は、警察署が最も多く、次いで家族・親族、被虐待者本人、介護保険事業所職員、介護支援専門員となっています。
- ・虐待と認定した件数は18件中15件。3件は虐待とは認められませんでした。訪問実施4件、うち分離したのは2件です。
- ・権利擁護研修会を令和8年2月13日に開催。「事例検討による支援のヒント」と題して、グループワークを開催し、73名の参加者がありました。
- ・国東市権利擁護（高齢者虐待等）対応専門相談事業委託契約書に基づく、高齢者虐待対応チームの派遣実績はありませんでした。

○ 課題と成果

- ・虐待件数はわずかに増加しており、特に警察が先に介入した後の報告が多く、軽微な身体的虐待がほとんどで、「家族だから許される」「夫婦だから許される」という誤った認識で行為が行われています。
- ・権利擁護研修会は、事例を用いたグループワークだったことで意見を出しやすく具体的にわかりやすかった等、参加者の96%から「参考になった」と評価を受けました。
- ・市民を対象とした高齢者虐待防止法の啓発（早期発見・早期対応のための啓発）を市報を通じて行うことができました。

○ 今後の方向性

- ・高齢者自身が本人の有する権利を理解するとともに、権利侵害の予防・発見、権利保障に向けた取り組みを行う必要があります。
- ・市内各事業所職員を対象とした研修会を実施し、高齢者の権利について正しく理解するとともに、早期発見の際の対応について再度確認する必要があります。

○ 令和8年度の取り組み内容（課題解決と改善方法等）

- ・今後も市報を利用して、高齢者の権利擁護についての啓発を行います。
- ・令和7年度の研修アンケートを元に、より多くの事業所職員が参加しやすいように配慮し、今年度の権利擁護研修会を計画します。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

(ア) 介護予防支援従事者及び居宅介護支援従事者研修会

【事業の内容】

高齢者が要介護状態になることの予防や要介護状態の軽減、悪化を防止し、住み慣れた地域で、その人らしく尊厳が保持され、自立した生活ができるだけ長く送れるよう、自立支援に向けたケアマネジメントを行う介護支援専門員のスキル向上に向け、研修会等の充実を図る取り組みを行います。

令和7年度の実績

○ 事業の進捗状況

- ・市内の介護支援専門員からの相談対応や、地域ごとに定例でケアマネジャーネットワーク会議を開催し、情報共有や把握、事例検討、疾患や介護予防等に関する研修等を行うことで介護支援専門員の質の向上や介護支援専門員の連携強化やネットワークづくりの推進を図りました。

ケアマネジャーネットワーク会議

国見地域 6 回、国東地域 6 回、武蔵・安岐地域 5 回

介護支援専門員からの相談件数：31 件

- ・居宅介護支援従事者研修会の開催（参加者 34 名）

<目的>

少子高齢化や過疎化が進み社会的孤立が課題となってきた中、地域全体で高齢者を支えていく、人と人、人や地域資源をつなげることの視点や気づきを学ぶ

<対象者>

指定居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護、地域包括支援センターにおいてサービス計画作成業務に従事する者

<日時及び場所>

令和 8 年 3 月 19 日(木) 14:00～16:00 国東市役所 4 階 委員会室

<内容及び講師>

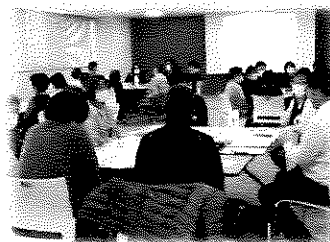
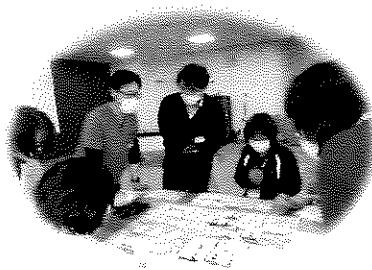
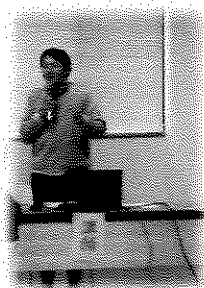
内容：「コミュニティコーピング体験会」

～みんなで孤立をなくせ！超高齢社会体験ゲーム～

講師：国東市福祉協議会 地域共生課 地域共生係 係長 江本 勇輝 氏

（ファシリテーター）国東市社会福祉協議会

松本 博晃氏・堀 亜耶奈氏・後藤 彰一氏・徳丸 悦大氏



○ 課題と成果

- ・ 少子高齢化や過疎化が進み交流の機会や場への参加の減少により社会的孤立が課題となってきた中、介護支援専門員だけで抱え込むのではなく、地域全体で高齢者を支えていく、人と人、人や地域資源をつなげることの視点や気づきについて学ぶことができました。
- ・ 高齢化が進み、認知症の方や医療ニーズの高い方、身近に支援者のない（身寄りのない）方等、多種多様な課題を持った高齢者が増えており、その人らしい生活が送れるよう、自立支援に向けたケアマネジメントを行うためには、必要な知識や情報等を継続して学び、支援者の質の向上を図っていく必要があります。

○ 今後の方向性

- ・ 疾病や加齢等により、医療と介護の両方のニーズのある在宅で生活する高齢者が増えていくことが予測されるため、介護支援専門員の医療知識の向上や医療職との連携、自立支援や重症化予防等に視点をおいた多職種連携等の充実が図れるよう取り組みを検討し進めていく必要があります。
- ・ 認知症や身寄りのない高齢者、医療ニーズが高い人など多種多様な課題を抱えた高齢者を含め、住み慣れた地域でその人らしい生活が送れるよう支援を行っていくためにも、より質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供できる体制づくりや地域づくりの推進を図っていきます。
- ・ 多種多様な課題を持った高齢者の増加や人材不足など、介護支援専門員の業務負担は増加傾向にあります。介護支援専門員の求めるニーズを把握するとともに、解決に向けた取組を検討していきます。

○ 令和8年度の取り組み内容（課題解決と改善方法等）

- ・ 各地域で開催しているケアマネジャーネットワーク会議や国東姫島介護支援専門員協議会と連携し、介護支援専門員の求めるニーズに対応できるよう支援体制等の検討や協議を行っていきます。
- ・ ケアマネジメントの質の向上や介護支援専門員のスキル向上に向けた居宅介護支援従事者研修会を企画開催します。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 (イ) 地域ケア会議

【事業の内容】

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が続けることができるよう支援することを目的に、専門多職種と介護支援専門員、サービス提供事業者等の参加者が協働で個別ケースを検討し、会議参加者の支援スキル向上や地域ケア会議において、明らかになった地域課題を市の施策へとつなげます。

令和7年度の実績

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士など

市(保険者)、地域包括支援センター

○ 事業の進捗状況

月2回木曜日に開催(13:30~15:00)

(開催回数及び検討件数)



実績	R5 年度	R6 年度	R7 年度
開催回数	15 回	14 回	16 回
検討件数	32 件	28 件	30 件

地域ケア会議で検討されたケアプランについては、ケアプラン最終月にアドバイザーからの助言に基づいた自立支援に向けたプランが実践できているか、個別ケア評価会議で検証しています。

○ 課題と成果

これまで、介護支援専門員を中心に関係機関職員にも参加いただき、各専門職からのアドバイスを基に、個別ケースの自立支援に関して協議を行ってきました。しかし、介護支援専門員をはじめとする支援者側が業務多忙により会議に参加できないこと、併せて会議参加に伴う事務的負担感、評価会議の開催状況等を考慮し、国東市における地域ケア会議の目的を改めて協議する必要があると判断しました。

○ 今後の方向性

地域ケア会議の目的を改めて共有し、より参加したいと思える会議運営を目指します。また、介護支援専門員を中心とした語らいの機会として、「くにさき well-be 共創会議(ウェルビー会議)」を開催し、地域課題あるいは個別課題の解決に向けた協議を深めます。

○ 令和8年度の取り組み内容(課題解決と改善方法等)

- ・地域ケア会議の目的や運営形式について、地域包括支援センター及び市内居宅介護支援事業所へ共有し、地域ケア会議の活用促進を行います。
- ・会議参加の方法を選択(対面あるいはオンライン)できるハイブリット形式にすることで参加への負担感を軽減します。
- ・ウェルビー会議を通じて、介護支援専門員を中心とした専門職が個人課題や地域課題を解決するための、既存サービス(インフォーマル含む)の活用はもちろん、新たな視点による支援策の検討を行います。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
(ウ) くにさき地域包括ケア推進会議 (ホットネット)

【事業の内容】

「くにさき地域包括ケア推進会議 (ホットネット)」は、国東市、姫島村における保健医療福祉介護活動の重要性を認識し、それぞれの分野における活動上の問題を調査研究するとともに会員相互の親睦と資質の向上を図り、もって東国東地域住民が安心して生活できるような社会の発展に寄与することを目的として活動をしています。

令和 7 年度の実績

○ 事業の進捗状況

ホットネット会員※数【令和 8 年 3 月現在：53 名（昨年度より 2 名会員増）】

※ 市内の医療・福祉・介護等に従事する人及び、会の趣旨に賛同する人

【令和 7 年度くにさき地域包括ケア推進会議 (ホットネット) 活動報告】

開催日	出席者数 (見学者含む)	活 動 内 容
5 月 20 日 (火)	37 名	【グループワーク】 ホットネット雑談会 「くにさき地域包括ケア多職種連携マニュアルについて」 ・マニュアルを実際に活用しているか、活用しやすいものになっているか
6 月 17 日 (火)	31 名	【グループワーク】 ホットネット雑談会 「くにさき地域包括ケア多職種連携マニュアルについて」 ・アンケート調査結果をもとに改善すべき項目を検討
7 月 15 日 (金)	36 名	【研修】 ①災害時ボランティアセンターの取組み報告と多機関連携について 説明者：国東市社会福祉協議会 徳丸主事 ②国東市における個別避難計画の取組みについて 説明者：福祉課福祉・障がい者支援係 田尾リーダー
9 月 16 日 (火)	28 名	【交流会】 ホットネット交流会

開催日	出席者数 (見学者含む)	活 動 内 容
10 月 21 日 (火)	29 名	【事業紹介】 貯筋型サービスの事業紹介 説明者: 福祉課高齢者支援係 大村主任 【協議】 くにさき地域包括ケア多職種連携マニュアルの見直しについて ・事業所一覧記載内容や連絡票、食事形態基準に関する協議
11 月 18 日 (火)	42 名	【研修】 認知症アセスメントケア向上研修 講 師: 有限会社なでしこ代表取締役社長 吉川 浩之氏 ※認知症ピアサポート活動支援事業委託事業所 【協議】 くにさき地域包括ケア多職種連携マニュアルの見直しについて ・事業所一覧表に代表メールアドレス記載、食事形態基準に関する協議
1 月 20 日 (火)	29 名	【協議】 くにさき地域包括ケア多職種連携マニュアルの見直しについて ・事業所一覧表への代表メールアドレス記載に関する進捗報告 ・食事形態一覧に関する市ホームページへ掲載報告 ・入退院連絡表の追加項目について最終協議
3 月 17 日 (火)	88 名	【講 話】 耳のきこえと国東市民病院の取り組みについて 講師: 国東市民病院耳鼻咽喉科 平岡晃太 医師

○ 課題と成果

【課題】

くにさき地域包括ケア推進会議の趣旨に賛同する会員数は増加していますが、定期開催時の出席数は 6 割程度となっており、参加者の固定化もみられます。引き続き、会員、非会員に問わず、本会の目的や趣旨に賛同していただき、気軽に参加できる取り組みや、周知啓発の必要があります。

【成果】

医療・介護・福祉・行政等が切れ目なく効率的に連携することを目的とした「くにさ

き地域包括ケア多職種連携マニュアル」について、情報連携ツールであるホットネット連絡票等の見直しを行いました。今後、新たな連絡票を用いた情報連携について、事例を通じた検討を踏まえ、活用状況と改善点の確認を行う必要があります。

地域住民が疾病などで医療機関へ入院しても、在宅生活等を見据えて入院中に課題を明確化し退院後の目標を共有して、再び住み慣れた地域で住民の皆様が安心して生活を送ることができるシステムの構築を目指しています。

市内外の関係者間の連携に向けた「医療・介護・福祉関係事業所一覧」を適宜更新し、ホームページ等で公開し、地域の医療・介護の資源を随時把握し、更新しました。

一覧表を活用することで、窓口やサービス内容の最新情報を知ることができ、医療・介護関係者の連携強化につながっています。



○ 今後の方向性

- ① 各分野での包括的ケア活動に関する情報交換及び相互支援
- ② 活動を推進するための調査研究
- ③ 保健医療福祉介護活動に関する企画研究会、講演会の計画・実施
- ④ 多職種関係機関との連絡調整
- ⑤ その他目的を達成するために必要な事業

○ 令和8年度の取り組み内容（課題解決と改善方法等）

- ・見直した各種連携ツールについて、活用に関する事例検討会やグループワークを開催
- ・「くになさき地域包括ケア多職種連携マニュアル」におけるカンファレンスシートについて、市内医療機関と情報共有を通じて活用に向けた協議を行う。
- ・事業紹介（地域自主防災と多機関との連携、地域支援事業の取り組み）
- ・会員相互の連携や親睦を深めるための意見交換や情報共有の場づくり

オ 認知症総合支援事業

【事業の内容】

高齢者人口に占める認知症有病者数が増加する事が推計されているなか、認知症の人の意思が尊重され、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で自分らしく生活を送る事ができるよう、認知症に関する正しい知識の普及啓発や認知症を早期に発見し、状況に応じた適切な対応が行える体制づくりに取り組みます。

また、地域で見守り・支い合える地域づくりを進めます。

① 認知症初期集中支援チーム事業

専門職が認知症を疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、その初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームを設置します。

② 認知症地域支援・ケア向上事業

・支援機関（医療機関やサービス事業所、地域等）との連携、認知症の人やその家族等への相談支援、認知症カフェ等の企画などを行う認知症地域支援推進員を配置

・認知症の人や家族（介護者）等への支援として、「家族のつどい・家族支援プログラム」の開催や、認知症の人や家族が出会いつながる場としての「オレンジカフェ」を開催します。

・認知症に関する理解を深め、認知症の人を支える地域づくりを進めるため、「認知症サポーター養成講座」の開催と認知症に関する普及啓発活動を実施します。

・認知症になっても地域で安心して暮らし続けられるよう、カフェなどでのボランティアや地域での声かけや見守り活動などを行う「チームオレンジ」を育成します。

③ 認知症見守り支援事業

・認知症の人や見守りが必要な高齢者等を日常生活の中で見守る体制づくり、また認知症高齢者等が行方不明となった場合の早期発見・保護を目的とした見守り・あんしんネットワークを構築します。

・認知症等で行方不明になった場合にその現在位置を早期に把握して提供し、早期発見と事故の防止を図り、本人及びその家族等が安心して生活できる環境の整備として「行方不明高齢者等位置情報提供事業」を実施します。

・認知症等で行方不明となるおそれのある高齢者等、外出時に困っている高齢者等の発見時に迅速な身元確認及び安全確保を図るため、「見守りキーホルダー事業」を実施します。

④ 認知症予防への取り組み

認知症を含めた介護予防を意識していくため、認知症予防意識向上を促し、身体機能及び認知機能低下の予防につなげるための取り組みを行います。

令和7年度の実績

○ 事業の進捗状況

① 認知症初期集中支援チーム事業

- 認知症初期集中支援チームを地域包括支援センターに1チーム設置
専門医を含めたチーム員会議を6回開催
訪問支援対象者13名に対し、のべ24回の訪問支援を実施しました。

② 認知症地域支援・ケア向上事業

- 認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに1名配置
相談対応：57件（うち新規39件）
訪問支援：のべ122回
- 家族支援として「家族のつどい」「家族支援プログラムの開催」
 - ・家族のつどい：年6回開催 のべ75名参加
 - ・家族支援プログラム：年6回開催
のべ87名参加

※11月4日公開講座

「大分県希望大使に聞こう」

参加者：32名

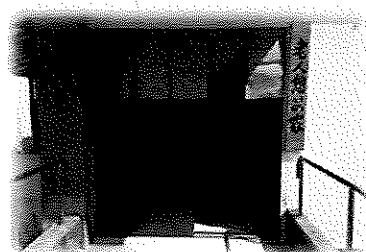
● オレンジカフェの開催

- ・国見会場（みんなんかん）：のべ389名参加
- ・国東会場（鶴川商店街周辺観光・
交流拠点施設 きとわ）：のべ79名参加
- ・武蔵会場（国東市隣保館）：のべ103名参加

※どの会場も月1回計12回開催しています。

国見会場は伊美の支え合い活動と協働で実施を継続しており、参加者数が多くなっています。

また、カフェの実施にはサポーター（キャラバンメイ
ト、チームオレンジの方等）も参加しています。



● 普及啓発活動の実施

- ・認知症サポーター養成講座の実施：受講者数297名（10回開催）
※R7は民生委員・児童委員の改選があり、全体研修の中で認知症サポーター養成講座を行っています。
- ・9月の認知症月間に合わせた普及啓発活動
市内4か所の図書館に認知症関連の図書コーナーを設置、市役所1階ホールに認知症関係の展示コーナーの設置。また、国東市民病院・アタックス国東店でのリーフレット等の配布をしました。
- ・令和4年度～令和5年度にステップ・アップ講座を行い、「チームオレンジ」を設置しています。また、国見地域の人を対象としたステップ・アップ講座を開催しました。

③ 認知症見守り支援事業

- 見守り・あんしんネットワーク事業の実施

- ・ 事前登録者数 48 名（新規登録者数 16 名）

※認知症高齢者等が行方不明になった場合に早期発見できるよう、市の危機管理室や警察・消防と年度初めに対応の流れを確認しました。

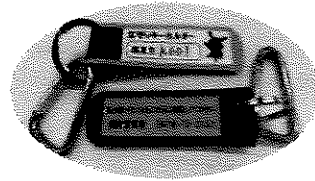
※行方不明時には早期発見・早期保護につながるよう、市内協力機関（警察、消防、バス会社、タクシー会社、コンビニ、郵便局、ガソリンスタンド、農協、社協等 60 事業所）と連携しています。

- 行方不明高齢者等位置情報提供事業

- ・ 令和 7 年度新規利用者 1 名

- 認知症高齢者等見守りキーホルダー事業

- ・ 令和 7 年度配布者数 16 名



④ 認知症予防への取り組み

- ・ 令和 5 年度に認知症予防体操と講座編を併せた DVD「やっちみようえ！くにさき脳トレ塾」を作成し、週一やサロンなどの団体へ配布を継続しています。配布実績：110 枚

※YouTube での配信も行っています。



○ 課題と成果

認知症の人とその家族が住み慣れた地域で自分らしく生活を送ることができるよう、各種事業を実施しています。今後、高齢者人口に占める認知症有病者数が増加することが推計されているなか、地域で見守り・支い合える地域づくりを進めるためにも引き続き各種事業を実施していくことが必要です。また、地域での見守りや声かけが行えるチームオレンジの育成を行っていく必要があります。

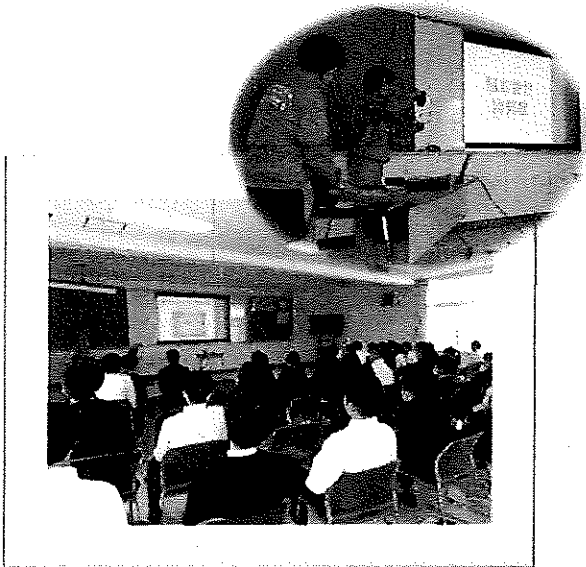
○ 今後の方向性

今後も各種事業を実施し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせるための社会参加や、地域の人々と支え合いながら共生できる地域を目指し、認知症に関する普及啓発、相談体制整備、社会参加支援や介護者支援・認知症予防の取り組みの充実を図る必要があります。

その為にも、認知症の人やその家族の声を尊重し、新しい認知症観に基づく施策を推進する必要があります。

● 令和8年度の取り組み内容（課題解決と改善方法など）

- ・認知症の早期診断、早期対応に向けた支援、関係機関との連携体制の強化を行います。
 - ①認知症の人を適時適切な医療・介護につなげる支援体制の構築
 - ②「国東市オレンジ連携シート」の利用促進
- ・認知症の人やその家族（介護者）の視点を重視した支援が必要であり、認知症の人の交流や社会参加の場として認知症カフェの充実を図ります。また、認知症本人や家族の思いを少しでも発信できるよう支援を行います。
 - ①家族支援プログラム及び家族のつどいの開催
 - ②認知症カフェの開催
- ・認知症の人やその家族が地域の人と支え合いながら共生できる地域づくりのため、引き続き認知症についての正しい知識の普及と、理解を深めていくための普及啓発を行っています。
 - ①認知症高齢者等見守り・あんしんネットワーク事業
 - ②見守りキーホルダー事業
 - ③認知症への理解を深めるための普及啓発の促進
- ・認知症の人やその家族、地域住民が安心して生活できる為の、公的救済制度を導入します
 - ① 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業



- ・認知症を含めた介護予防を意識していくことが必要であり、そのためにも認知症予防に関する運動習慣、適切な栄養、社会参加、フレイル予防の取り組みや生活習慣病予防の取り組みと連携していきます。
 - ① 認知症予防の取り組み
 - ② 聴力の低下により日常生活に支障をきたしている高齢者のコミュニケーション能力の維持と向上を図り、高齢者の積極的な社会参加を支援し、さらに認知症の予防を目的に補聴器購入費用の一部を助成する「認知症予防補聴器購入費助成事業」を行います。

カ 介護予防・日常生活支援総合事業（通所サービス C：貯筋で幸せ向上サービス）

【事業の内容】

「貯筋で幸せ向上サービス（以下、貯筋型サービスという）」は、生活機能の低下若しくは低下し始めた利用者に対して、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、運動機能及び栄養・口腔機能の改善に向けたサービスを提供し、利用者の心身機能における維持回復や、生活機能の向上を目指す通所型短期集中予防サービスです。サービス終了後の活動量が低下しないように自宅や地域での役割の獲得（社会参加）に向けた行動変容についても促していきます。

令和 7 年度の実績

● 事業の進捗状況

貯筋型サービス利用実績

実績	R5 年度	R6 年度	R7 年度
利用実人数	19 名	30 名	35 名

市内、3 か所の通所事業所（健康堂：国東町・むさし苑：武蔵町・しらさぎ：安岐町）に委託しています。

○ 課題と成果

【課題】

- ・国見圏域に貯筋型サービスを受託してくれる事業所がない状況です。また、利用者増に伴い既存事業所に空きがなく、待機者が発生しています。
- ・サービス終了後、活動量の維持のための「活動」と「参加」への働きかけが十分にできず、自宅にてフレイルとなり再びサービス利用するケースがあります。
- ・認知機能の低下や、疾患により目標改善が見込めないことから、貯筋型サービス利用後に他サービスに移行するケースがあります。

【成果】

- ・サービス卒業にあたり一般介護予防教室や地域活動の場への参加促進することで、セルフケアの継続に取り組む高齢者が増えています。
- ・卒業者の体験談をきっかけにサービス利用申し込みをする高齢者が増えています。
- ・ICT ケアマネジメントツール（ハレクル with（株式会社オムロン））を活用することで、アセスメントからケアプラン作成までの時間を短縮しています。

○ 今後の方向性

- ・医療機関との情報連携を行い、退院後、活動量増加に必要な筋力向上等の支援が必要な方を貯筋型サービスへつなげられるよう連携を深めます。
- ・フレイルな状態にある高齢者が早期に支援を受けることでセルフケアを習得できるよう、専門職が地区公民館や地域の拠点等へ赴く「出張訪問型」の貯筋型サービスのよう、地域の通いの場を活用した支援方法について協議を行います。

○ 令和8年度の取り組み内容（課題解決と改善方法等）

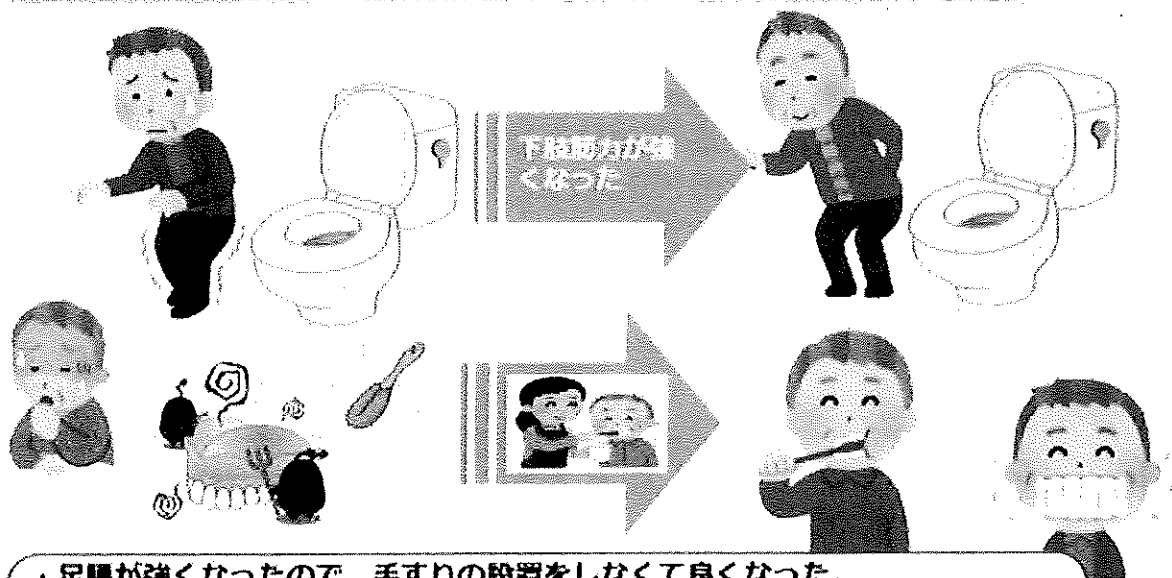
- ・退院後の日常生活において身体機能向上が不十分であると思われる高齢者を早期にサービス利用につなげられるよう、医療機関と引き続き協議を行います。
- ・社会福祉協議会（SC）を始め、地域活動の支援を担う組織、団体と事業の進捗状況や課題を共有し、具体的な取り組みを協議します。



貯筋型サービスの利用状況を動画で撮影



事例紹介 貯筋サービス卒業した結果



- ・足腰が強くなったので、手すりの設置をしなくて良くなった。
→車の免許を返納を考えていたが、自信がついて免許更新をすることができた。
- ・歯科衛生士の専門的な指導で、口腔内がキレイになった。
→肺炎の発症が無くなった。食欲が増えた。
→以前の様に大きな声が出せるようになり、友人との会話が増えた。

キ その他 関係課との連携業務について

【事業の内容】

●健口・栄養ステーション事業

地域ケア会議やサービス担当者会議などで抽出された、口腔・栄養に課題を持つ高齢者やその家族を対象に、介護支援専門員、介護予防コーディネーターなどと連携し、歯科衛生士・栄養士がアセスメント及び助言を行います。

また、栄養・口腔などの課題を分かりやすく伝え、自らの生活習慣を見直して介護予防・健康寿命延伸につなげるための集団指導を実施しています。

令和7年度の実績

○ 事業の進捗状況

・訪問指導の実施状況（のべ件数）

	R7 年度	R6 年度	R5 年度
栄養	348	362	328
口腔	144	160	160
計	492	522	488



・集団指導の実施状況（回数・のべ参加者数）

	R7 年度	R6 年度	R5 年度
栄養	6 回（93 名）	6 回（100 名）	2 回（48 名）
口腔	3 回（49 名）	5 回（92 名）	9 回（110 名）
計	9 回（142 名）	11 回（192 名）	11 回（158 名）

○ 課題と成果

- ・新規相談の対象者は、事業対象者、要支援 1、2 の認定者が多いです。一方、要介護 1 以上の認定者についての相談は少ない傾向があります。
- ・集団指導では、フレイル予防のための調理実習や、試食を取り入れた減塩指導、自らの口腔の問題に気づくためのチェックや口腔の機能維持など、参加者に合わせた内容の指導を企画・実施しています。

○ 今後の方向性

市の地域ケア会議では、高齢者の「孤食」、「買い物手段」、「調理困難」などの課題も上がっています。また、「高血糖」、「口腔フレイル」は市の健康課題にもなっており、口腔、栄養の課題に対して、今後も歯科衛生士や栄養士などの専門職の介入が必要です。

○ 令和8年度の取り組み内容（課題解決と改善方法等）

- ・介護予防・重症化予防の観点から、口腔・栄養に課題を持つ高齢者に幅広く事業を活用していただけるよう、普及啓発をおこないます。また、介護支援専門員、介護予防コーディネーターなどと連携し、在宅生活のQOL（生活の質）の向上を図ります。
- ・保健事業（国保、後期高齢）と介護予防事業（健口、栄養ステーション含む）を一体的に実施できる事業の展開を図ります。
- ・令和7年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」において、低栄養リスクの高かった地域に対するアプローチができるよう取り組みます。

(2) 令和7年度決算報告並びに令和8年度予算について

介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）過去の決算及び令和8年度予算の概要

- 令和7年度国東市介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）の決算は、歳入総額が、対前年度比約 27.0%増の 63,704,971 円、歳出総額が、27.0%増の 63,703,285 円で歳入歳出差引額は、1,686 円となり、繰越金として令和8年度に繰り越しています。

【決算の状況】

区分	R7 年度①	R6 年度②	①と②比較	①②増減率
歳入総額	63,704,971	50,125,187	13,579,784	27.0
歳出総額	63,703,285	50,123,936	13,579,349	27.0
歳入歳出差引	1,686	1,251	435	34.7

(参考)

R5 年度	R4 年度
42,051,491	48,508,486
42,050,144	48,507,075
1,347	1,411

- 令和7年度歳入の詳細については、介護予防サービス計画費収入（特例分含む）が前年度と比較して 372,880 円の増となっています。また、一般会計繰入金が前年度と比較して 13,207,000 円の増となっていますが、これは歳出の personnel 費（会計年度任用職員）増と地域包括支援センター支援システムの調達費（5 年更新）が主な理由によるものです。

【決算の状況】

区分	R7 年度①	R6 年度②	①と②比較
介護予防サービス計画費収入	17,778,620	17,603,380	175,240
特例介護予防サービス計画費収入	255,100	57,460	197,640
一般会計繰入金	45,670,000	32,463,000	13,207,000
前年度繰越金	1,251	1,347	▲96
合 計	63,704,971	50,125,187	13,579,784

(参考)

R5 年度	R4 年度
16,973,520	17,291,100
52,560	65,700
25,024,000	31,150,000
1,411	1,686
42,051,491	48,508,486

3 令和7年度歳出の詳細については、一般管理費は前年度比13,542,389円の増となっています。これは人件費（会計年度任用職員）増と地域包括支援センター支援システムの調達費が主な理由によるものです。人件費は給与制度の改定、システム調達費は5年更新時期を迎えたことにより、歳出額増となっています。介護予防サービス事業費については、ほぼ前年度並みでした。

※一般管理費に含まれる項目

一般職員の給料、会計年度任用職員の報酬、手当や社会保険料、消耗品費、燃料費、修繕費、電話利用料、車検・定期点検手数料等、電算機器保守委託料、システム継続委託料、国保連伝送サービス利用料、研修会受講負担金等、自動車保険料、自動車重量税など。

【歳出の詳細】

区 分	R7 年度①	R6 年度②	①と②比較
一般管理費	60,927,045	47,384,656	13,542,389
介護予防サービス事業費	2,776,240	2,739,280	36,960
合 計	63,703,285	50,123,936	13,579,349

(参考)

R5 年度	R4 年度
39,846,884	46,658,475
2,203,260	1,848,600
42,050,144	48,507,075

4 令和8年度国東市介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）の当初予算は、対前年度比4.7%減(3,279,000円減)の66,674,000円となっています。

【令和8年度予算（当初予算比較）】

区分	R8 年度①	R7 年度②	①と②比較	①②増減率
歳入総額	66,674,000	69,953,000	▲3,279,000	▲4.7
歳出総額	66,674,000	69,953,000	▲3,279,000	▲4.7
歳入歳出差引	0	0	0	0

(参考)

R6 年度	R5 年度
62,868,000	57,808,000
62,868,000	62,868,000
0	0

- 5 令和8年度当初予算歳入の詳細については、介護予防サービス計画費収入を2,704,000円増額し、一般会計からの繰入金を5,983,000円減額しています。

【令和8年度 歳入詳細】

区分	R8年度①	R7年度②	①と②比較	①②増減率
介護予防サービス計画費収入	17,830,000	15,126,000	2,704,000	17.9
特例介護予防サービス計画費収入	1,000	1,000	0	0
一般会計繰入金	48,842,000	54,825,000	▲5,983,000	▲10.9
前年度繰越金	1,000	1,000	0	0
合 計	66,674,000	69,953,000	▲3,279,000	▲4.7

(参考)

R6年度	R5年度
15,722,000	16,683,000
1,000	1,000
47,144,000	41,123,000
1,000	1,000
62,868,000	57,808,000

- 6 令和8年度当初予算 歳出の詳細については、一般管理費を3,810,000円の減額、介護予防サービス事業費（他の事業所への委託分）を531,000円増額し、全体で3,279,000円の減額となっています。

【令和8年度 歳出詳細】

区分	R8年度①	R7年度②	①と②比較	①②増減率
一般管理費	63,211,000	67,021,000	▲3,810,000	▲5.7
介護予防サービス事業費（委託分）	3,463,000	2,932,000	531,000	18.1
合 計	66,674,000	69,953,000	▲3,279,000	▲4.7

(参考)

R6年度	R5年度
60,222,000	55,449,000
2,646,000	2,359,000
62,868,000	57,808,000

国東市地域包括支援センター運営協議会設置規則

平成 19 年 3 月 29 日

規則第 16 号

改正 平成 20 年 3 月 31 日規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国東市附属機関設置条例（平成 19 年国東市条例第 2 号）第 3 条の規定に基づき、国東市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの担当する圏域の設定事項の承認に関すること。
- (2) センターの設置、変更及び廃止並びにセンター業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更事項の承認に関すること。
- (3) センターの業務を委託された法人による予防給付、介護予防ケアマネジメントに係る事業の実施に関すること。
- (4) センターが予防給付、介護予防ケアマネジメントに係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の承認に関すること。
- (5) その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項に関すること。

(組織)

第 3 条 運営協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 運営協議会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を統括し運営協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

(運営協議会)

第 5 条 運営協議会の会議は、委員長が招集し議長となる。

2 運営協議会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 委員長は、必要に応じて運営協議会に関係者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、運営協議会の運営に必要な事項はその都度、委員長が定める。

附 則

この規則は平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第27号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(平20規則27・1部改正)

- | |
|---|
| <p>(1) 保健福祉分野</p> <ul style="list-style-type: none">・ 老人クラブ連合会代表者・ 民生児童委員代表者・ 女性団体連絡協議会代表 <p>(2) 医療保健分野</p> <ul style="list-style-type: none">・ 医師会代表者・ 歯科医師会代表者・ 市民病院代表者・ 東部保健所国東保健部代表者 |
|---|

